ご挨拶

矢野達雄

「５・３愛媛憲法集会」の代表実行委員のひとり矢野です。
本日は、ゴールデンウィークまっただ中、５・３愛媛憲法集会に。多くの方にご参加いただきありがとうございます。

今年は、日本国憲法が施行されてから 59 年目に当たります。来年で 60 年、人間で言えば還暦に相当します。しかし、このところこの憲法に対する風当たりが非常に強くなってきました。
昨年 11 月 22 日には、政権与党の自民党は結党 50 周年の記念大会を開き、その席上同党の新憲法草案を発表しました。この自民党新憲法草案の意味については、のちほど渡辺治先生の講演で分析されると思いますが、9 条の 2 項を改正し、「自衛軍」の保持を明記するとしています。まさに戦争のできる国家づくりを推進するため邪魔になる憲法９条を取り除こうとするものと言えましょう。そして、憲法「改正」のスケジュールを先に進めるべく、永田町では、自民・公明の与党に野党の民主党を加え、国民投票法案の擦り合わせ作業がつづいております。
また、昨年の 9.11 総選挙後、与党は、憲法「改正」に向けての土壌つくり、そして「改正」後の「国のかたち」を睨んだ作業を加速度的に進めております。米軍再編計画の推進・共謀罪法案の審議強行、そして教育基本法「改正」案の国会上程などです。
しかしこれに抵抗する国民の動きも顕著になってきております。岩国の住民投票は米軍艦載機移転に 90%以上の多数で NO を突きつけました。また、4 月 23 日行われた岩国市長選挙や沖縄市長選挙をはじめとする 4 つの選挙では、アメリカの言いなりに基地再編を進めようとする自民党は全敗しました。まさに、現在の時点は、二つの流れが拮抗し、そのいずれに傾くかによってその後の日本の進路が大きく分かれるという歴史の分岐点に立っているといえるでしょう。

憲法をめぐる情勢が緊迫の度を加えている今日開かれる本日の５・３集会は、大きな意義を持っております。それは、憲法を守ろうとする勢力が思想・信条の違いを超えて開く統一集会であるということです。
これまで毎年憲法記念日には、この愛媛の地においても、さまざまな団体が思い思いに集会を開催してきました。それでは、憲法を変えようとする動きに対抗できない、すべての護憲勢力の力を結集してこれに当るべきだとする声が

大きくなって、統一集会に取り組むことになりました。
今年は、政党では社民党・日本共産党・新社会党、労働組合からは連合愛媛・愛媛労連・愛媛労組会議の組合員も参加し、文字通り、愛媛において憲法を守ろうと訴える勢力の全的結集が成し遂げられました。本日の５・３集会は、団体―153 団体、個人―663 名の賛同を得て、開催されていることをご報告します。

今回の５・３集会に際して、記念講演を一橋大学の渡辺治先生にお願いしました。渡辺先生のご紹介は、のちほど大内和裕先生（松山大学）からしていただきますが、私からひとつだけ披露したいことがございます。
それは、かつてこの県民文化会館において渡辺先生に講演をしていただいたことがあるということです。それは年号が昭和から平成に変わった 1989 年でした。ちょうどその年に愛媛玉ぐし料訴訟の第一審判決が出され、それを受けて 5 月 3 日に勝利記念集会をこの県民文化会館でもちました。そのときに渡辺先生にご講演をお願いしました。もっともそのときは、このメイン・ホールではなく、もっとささやかな会場でしたが……。この集会は玉ぐし料訴訟第一審勝利とともに判決の前年相次いでお亡くなりになったお 2 人の弁護士の追悼も兼ねていました。一人は、原告弁護団長を勤めた篠原三郎弁護士、もう一人は、弁護団において憲法論を構成する中心的役割を担った金沢隆樹弁護士でした。このお 2 人は、文字通り愛媛玉ぐし料訴訟に弁護士としての生命を賭けたと言えましょう。
篠原弁護士について、私自身は生前お会いしたことはありません。親交のあった弁護士のお話によると、お酒を飲む際必ず「君らは日本がつるべ落としのように戦前に戻っているのを感じているか」と語っておられたそうです。また、篠原弁護士の最後の言葉として、「日本はまた戦前のような階級社会に復帰しつつあるなげかわしい」と嘆いた言葉が伝えられています。
また金沢弁護士は、愛媛玉ぐし料訴訟の意義を、つぎのように述べています。「『玉ぐし料』支出問題は、靖国神社の国営化、大臣の公式参拝等と並んで、国民をファシズムに導くための精神的動員手段の確立の愛媛県版とも言えましょう。『玉ぐし料』反対運動は、…靖国神社や護国神社という特定の宗教団体にだけ「玉ぐし料」を支出し、特別な結びつきをすることに反対しているのです。平和を真に求める人なら誰にでも賛同と協力を得られる運動だと思います」、と。
愛媛玉ぐし料訴訟は、最高裁大法廷において、玉ぐし料等の県費支出は憲法違反であるとの判決を勝ち取りました。しかしその判決にもかかわらず、この五年間ほど毎年首相が靖国神社参拝を繰り返し、それを誰も阻止しえないという異常な事態が続いております。私は、２人の弁護士が憂えていた事態がいままさに進みつつあるという思いを禁じえないのです。

憲法を守りぬこうという私たちの運動は、金沢弁護士の言葉を借りれば、「平和を真に求める人なら誰にでも賛同と協力を得られる運動」であります。本日の集会がそのための大きな一歩となることを念じて私の挨拶と致します。

（2006 年 5 月 3 日）